

(案)

富士川上流国有林の地域別の森林計画書

(富士川上流森林計画区)

計画期間	自	平成24年	4月	1日
	至	平成34年	3月	31日

関東森林管理局

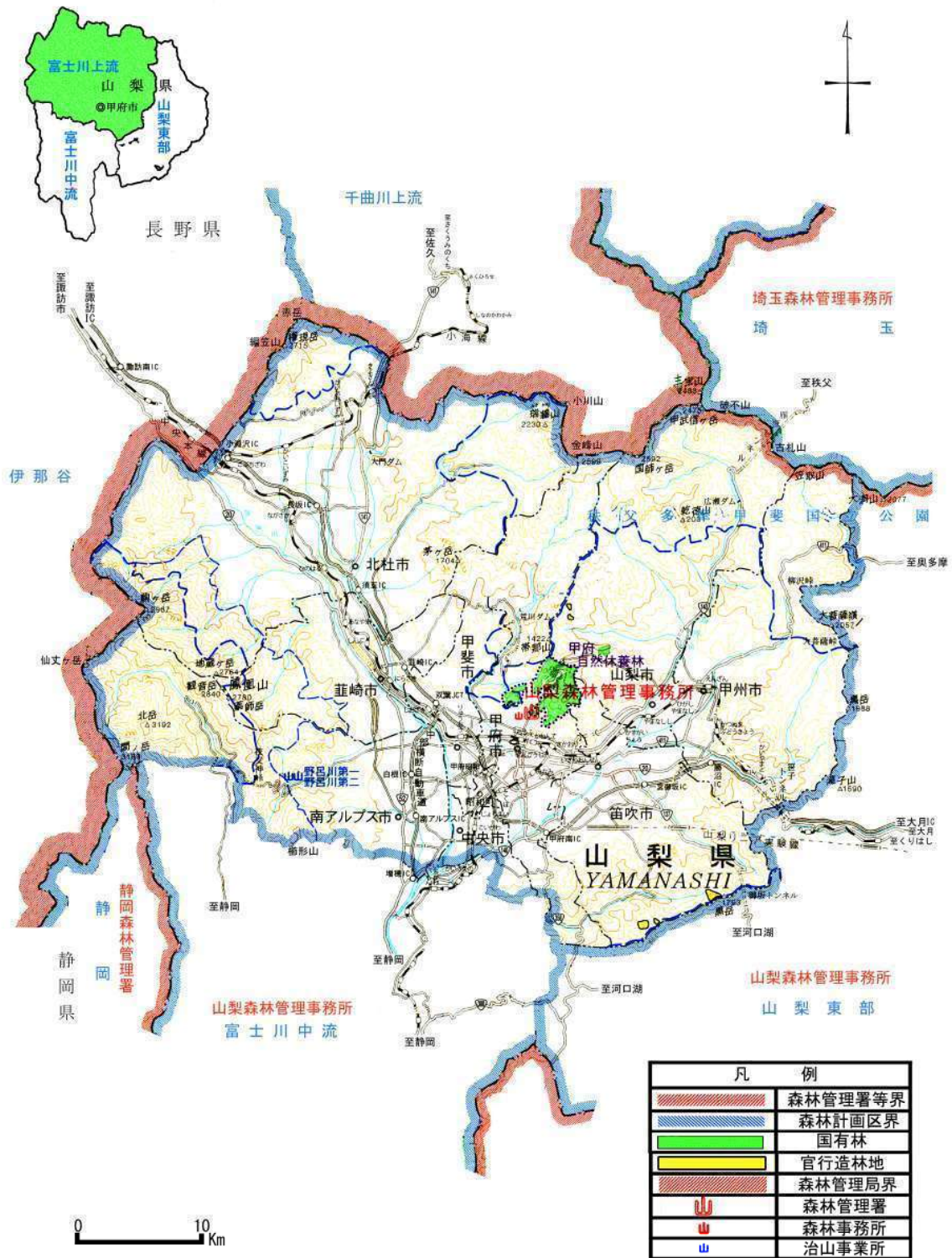
この国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 に基づき、法第 4 条第 1 項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 10 年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0 は、単位未満のものである。
- ③ - は、該当がないものである。

富士川上流森林計画区的位置図



目 次

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況 1
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 5
- 3 計画樹立にあたっての基本的な考え方 7

II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 9
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項10
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び
保全に関する基本的な事項10
 - (1) 森林の整備及び保全の目標10
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針11
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等13
 - 2 その他必要な事項13
- 第3 森林の整備に関する事項14
 - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項14
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法14
 - (2) 立木の標準伐期齢16
 - (3) その他必要な事項17
 - 2 造林に関する事項18
 - (1) 人工造林に関する基本的事項18
 - (2) 天然更新に関する基本的事項18
 - (3) その他必要な事項19

3	間伐及び保育に関する基本的事項	20
(1)	間伐の標準的な方法	20
(2)	保育の標準的な方法	21
(3)	その他必要な事項	21
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	22
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び森林施業の方法	22
(2)	その他必要な事項	23
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
(1)	林道の開設及び拡張に関する基本的な考え方	24
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの考え方	24
(3)	更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	25
(4)	その他必要な事項	25
6	森林施業の合理化に関する事項	25
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	25
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	25
(3)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	25
(4)	その他必要な事項	25
第4	森林の保全に関する事項	26
1	森林の土地の保全に関する事項	26
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	26
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域	26
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	26
(4)	その他必要な事項	27
2	保安施設に関する事項	27
(1)	保安林の整備に関する事項	27
(2)	保安施設地区に関する事項	27
(3)	治山事業に関する事項	27
(4)	その他必要な事項	27

3	森林の保護に関する事項	27
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	27
(2)	鳥獣による森林被害対策の方針	27
(3)	林野火災の予防の方針	28
(4)	その他必要な事項	28
第5	計画量等	29
1	伐採立木材積	29
2	間伐面積	29
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	29
4	林道の開設又は拡張に関する計画	29
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	32
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	32
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする 土地の所在及び面積等	32
(3)	実施すべき治山事業の数量	32
第6	その他必要な事項	33
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	33
2	その他必要な事項	34
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	35
別表2	保安林の指定施業要件	37
別表3	保安林の種類別の伐採方法	39
別表4	自然公園区域における森林の施業	40
別表5	都市計画法による風致地区等の森林の施業	40

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

富士川上流森林計画区（以下、「当計画区」という。）は、山梨県の中央部を流れる富士川の上流に位置し、北西部は中部森林管理局管内、南は富士川中流計画区、東は山梨東部森林計画区に接している。

行政区域は、甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市の9市、昭和町の1町を包括している。

当計画区の総面積は、209千haで、山梨県面積の47%を占めている。森林面積は、148千haで、うち国有林は1,377haであり、森林面積の1%に当たる。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、東部に大菩薩嶺(2,057m)、黒岳(1,988m)、小金沢山(2,014m)等からなる大菩薩連嶺、北東部に金峰山(2,599m)、甲武信ヶ岳(2,475m)、国師ヶ岳(2,591m)等からなる奥秩父山塊、北西部に赤岳(2,899m)、阿弥陀岳(2,805m)、横岳(2,829m)等からなる八ヶ岳山地、西部には南アルプス連山が南北に連なり、中でも我が国第2位の標高として知られる北岳(3,193m)、甲斐駒ヶ岳(2,967m)等、2,000～3,000m級の高峰が計画区の三方を囲むように連なっている。

一方、計画区の中央部から南側一帯は、甲府盆地が広がっており、国有林が位置する甲府盆地周辺部は丘陵地帯である。

これらの山系は、南アルプス国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、県立南アルプス巨摩自然公園に指定されており、自然環境の維持、保全等が望まれている。

(イ) 水系

当計画区の水系は、北西部の山岳地帯を源とする釜無川が奥秩父山塊の南側を源とする笛吹川と甲府盆地で合流して富士川となり、国有林を源とする相川等の中小河川を集めながら甲府盆地を南流し、静岡県駿河湾に注いでいる。

富士川以外の主な河川としては、南アルプス市の北岳を源とする野呂川が、小河川を集めて早川となり、富士川中流森林計画区の身延町で富士川に合流している。

また、甲州市の東部では笠取山を源とする一之瀬川、高橋川が山梨東部森林計画区の丹波山村で多摩川となり、東京都の奥多摩湖に流入している。

これらの河川は、地域住民をはじめ下流域の都市部にも良質な水を供給しており、当計画区の森林は、水源涵養機能の維持・向上が期待されている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

山梨県は、日本の主要な地溝帯の一つである中央地溝帯（フォッサマグナ）の南部地帯に当たる。フォッサマグナの西辺に当たる糸魚川―静岡構造線は、当計画区西部の早川にほぼ沿って南北に走っており、この断層を境に、西側の北部は新生代第四紀の花崗岩や花崗閃緑岩、南部は四万十帯に属する白根層群、赤石層群、三倉層群から形成される先新第三系の輝緑凝灰岩、断層の東側北部にある八ヶ岳山麓地帯は新生代第四紀の輝石安山岩、火山砕屑岩、南部は新生代第四紀の角閃石、石英安山岩等がそれぞれ分布している。

また、当計画区東部地域一帯は、笛吹川沿いの一部に小仏層群がみられるものの、大部分は新生代第四紀の花崗岩、花崗閃緑岩である。

一方、当計画区中央部の甲府盆地は、主に新生代第四紀の砂礫、粘土等の堆積層からなっており、その周辺地域では御坂層群から形成される新生代第四紀の石英閃緑岩、火山砕屑物、ホルンフェンス等が分布している。

特に、火山砕屑物の堆積地や急峻な地形では、土砂の崩壊、流出等の危険が高いことから、国土保全に十分配慮することが求められる。

(イ) 土壌

当計画区は高山帯～低山地帯に属し、大部分が褐色森林土に覆われている。

褐色森林土以外の土壌としては、甲府盆地及び周辺の扇状地でグライ土壌、暗赤色土等が、八ヶ岳、金峰山、南アルプス連峰の標高 2,000m 以上の高山地帯では広い範囲にわたってポトゾルが、八ヶ岳山麓、巨摩山地の一部、御坂山地等では火山灰を母材とする黒色土が広範囲に見られる。

山地帯～低山帯に属す国有林の土壌は、肥沃な褐色森林土が多く、アカマツ、カラマツ、ヒノキ等の生育に適している。

エ 気候

当計画区は太平洋型気候に属しており、年平均気温 14℃前後で四季が明瞭かつ夏と冬の温度差が著しい内陸性の気候である。年間降雨量は 1,000～1,180mm と全国平均より低く、降雨は 6 月～9 月の梅雨と台風期に多く、冬期に少なくなる傾向にある。

また、標高による気温及び降水量の地域差も見られ、南アルプス等の高山地域では盆地に比べ気温が低く、降水量が多くなる。

国有林が位置する丘陵地帯においては、高山地帯より冬季に乾燥した北風が吹くことから、幼齢造林地では寒風害が発生するおそれがあるので配慮が必要である。

オ 森林の概況

当計画区の国有林は、アカマツを主体とした都市近郊林であり、大半を甲府自然休養林として設定し、市民の森林散策や憩いの場としての活用を提供しており、甲府市民に「裏山」の愛称で親しまれている。

(ア) 人工林

人工林面積は1,083haで林地面積の90%を占めており、樹種別にはスギ10%、ヒノキ23%、アカマツ48%、カラマツ11%、その他8%となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級（1～20年生）の幼齢林が全体の1%、Ⅴ～Ⅷ齢級（21～40年生）が10%、Ⅸ齢級以上（41年生～）が89%となっており、高齢級の林分が多くなっている。

全般的にアカマツの適地が多く、人工林の約半数を占めているが、近年、松くい虫被害が進行し深刻な問題となっている。

これら人工林は、国土保全、水源涵養機能の維持・向上をはじめ、市民に親しまれている裏山として適切な森林整備を行い、健全な森林状態を維持・保全することが求められる。

(イ) 天然林

天然林面積は129haで林地面積の10%を占め、そのうちアカマツが6割を占めている。

これらの天然林は森林とのふれあいの場であるとともに、近隣の人工林とともに良好な景観を形成していることから、その保健・レクリエーション／文化機能の維持・向上のため、健全な森林状態の維持・保全が求められている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は615千人で、山梨県の総人口863千人の71%を占めている。（平成22年国勢調査速報値による）

就業者人口は310千人となっており、産業別の就業者割合は、第1次産業が11%、第2次産業が28%、第3次産業が61%となっており、第3次産業が多く、山梨県の就業者構成比とほぼ同じ割合となっている。

イ 土地の利用状況

当計画区の総面積209千haのうち、森林が71%を占めており、水源の涵養、災害の防止、生活環境や生物多様性の保全等において、役割を担っている。また、農耕地が7%、その他が22%となっている。

ウ 交通網

当計画区の交通網は、東西にJR中央本線、中央自動車道及び国道20号線が基幹交通網として主要幹線路を形成している。さらに、JR小海線やJR身延線、国道140

号、141号、411号などが多数の県道等と結ばれ交通網が整備されている、これらの交通ネットワークにより市町村間の社会、経済面での一体化を一層強固なものにしている。また、現在、長野県佐久市と静岡県静岡市を結ぶ中部横断自動車道が当計画区を縦断する形で建設中であり、一部は既に供用されている。

また、甲府盆地はバス路線が良く発達しているが、山間地では交通網は発達していない。

エ 地域産業の概況

第1次産業は、盆地気候の昼夜の気温差が果樹栽培に適していることから、ブドウ、モモ等の生産が盛んである。

第2次産業は、電子機器等の精密機械産業、石英（水晶）の発掘地であったことから研磨宝飾を中心とした宝石加工産業、特産品であるブドウを加工したワイン産業が盛んである。

第3次産業は、武田信玄ゆかりの史跡、景勝地である昇仙峡のある秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳国定公園などの自然資源を背景に、観光関連のサービス業が主体となっている。

当計画区内の総生産額に対する産業別割合は、第1次産業が2%、第2次産業が31%、第3次産業が67%となっている。

オ 林業・林産業の概要

当計画区の森林は、山梨県土の3割を占めており、県内の林業従事者の4割が当計画区において就業しているなど、山梨県の林業の中核をなしている。しかし、林業労働者の高齢化や農山村の過疎化に伴い、林業従事者も年々減少傾向にある。

しかし、山梨県の県産材供給拠点整備構想に基づいて、平成13年に集成材加工施設、木材製品流通施設、木材需要拡大施設等から構成される県産材供給拠点が完成し、さらに、平成16年には県産材認証センターが整備されるなど、県産材の利用拡大のための施設が整備されたことにより、近年、素材生産量は増加傾向にある。

また、キノコ類を中心とした特用林産物は、山村地域における季節収入源として生産振興を図っており、特に生しいたけの生産量は県下の76%を占めているが、施設の老朽化や生産者の高齢化等から生産は減少傾向にある。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

第3次計画（平成19年度～平成23年度）における前半5ヵ年の計画量に対する実行結果は次のとおりとなっている。（平成23年度は実行予定を計上した。）

(1) 伐採立木材積及び間伐面積

主伐の計画はなかったが、松くい虫被害のまん延防止対策に係る臨時伐採として、800m³の実績となった。

間伐は、松くい虫被害のまん延防止対策や地球温暖化防止対策に資する森林整備を推進するために、これまで間伐を実施していない小径級の林分を積極的に実行した結果、面積、材積ともに計画を上回る実績となった。

単位 材積：m³ 面積：ha

	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量 (間伐面積)		18,859 (238)	800	27,182 (479)

※ 間伐の計画量のほか、臨時伐採量として10,650m³を計画していたことから、伐採立木材積の計画量の合計は、29,509m³となる。

(2) 人工造林・天然更新別面積

人工造林については、伐採跡の更新を図るため計画したが、計画期間中に発生した松くい虫被害による伐採跡地についても更新を図ることとしたため、計画を上回る結果となった。

なお、計画において人工造林を2haとしているのは、前々計画の後半に伐採した箇所を更新を計画したものである。

単位 面積：ha

	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	2	—	3	—

(3) 林道等の開設又は拡張（改良）

林道等の開設については、適切な森林整備に必要と考えられる路線について計画したが、既設林道や作業道、林内搬出路等の路網を有効活用することにより、開設は行わなかった。

単位 延長：m、拡張：路線数

	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	開設	拡張	開設	拡張
延長	1,865	—	—	—

(4) 保安林の整備及び治山事業

前計画において、治山事業の計画はなかったが、地元自治体からの要望を受け、山腹工を1地区実施した。

単位 計画量及び実行量：地区数、実行歩合：%

	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	—	—	—	1

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応じて、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっており、この課題に応じていくためには、次に示す基本的な考え方に沿って、民有林関係者との緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮

当計画区の国有林は、富士川の支流である相川の源流域にあり、下流域の水源地として重要な役割を果たしている。このため、93%が水源涵養保安林に指定されている。

このことを踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の向上を図る観点から、人工林における抜き伐り等の保安林の適切な管理、保安施設を適切に配置するなどの山地災害の防止対策、並びに、人工林における抜き伐り等により下層植生の生育を促し、水源涵養機能を高めるための森林整備を講じ、森林の保全を図る。

(2) 生活環境の保全

当計画区の国有林は、甲府市の近郊に位置する森林で、景観の維持等に配慮した森林整備を行っており、生活に密着した場として活用されている。今後も景観の維持に配慮しつつ、松くい虫被害対策や山地災害の防止対策等を適切に実施し、地域住民の生活環境の保全を図る。

(3) 生物多様性の保全

当計画区の国有林は、人工林の適切な間伐等により野生生物の生息・生育の場の確保を図るなど、林業と野生生物の保護との両立に配慮した森林整備を進める。

(4) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

当計画区の国有林は、大部分を甲府自然休養林として設定しているほか、山梨県が整備を進める森林公園として「武田の杜」にも指定されており、遊歩道や展望台が設けられ、森林浴やトレッキング等のレクリエーション活動に広く活用されている。

また、地元小中学生が様々な体験ができる森林、ボランティア団体等が整備活動を行う森林なども設定されており、森林とのふれあいを提供する場となっている。

このようにレクリエーションの場、森林環境教育の場及び四季折々の森林景観を提供する場等として、今後とも森林の総合利用を進める。

(5) 林産物の有効活用

人工林では、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能等をより高めるため、間伐適期の人工林に加え、高齢林についても間伐等を適切に実施する。なお、天然力を活用し多様な林層へ誘導が可能な人工林については、林内の光環境を改善するための抜き伐り等により、針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

このような計画的な間伐や抜き伐り等の森林整備により発生した木材については、資源の有効活用の観点から、路網の整備状況等を踏まえ、利用可能なものについて、搬出し、木材の安定供給に努め、地域林業の振興に寄与することとする。

(6) 地球温暖化の防止等

森林は二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、人工林については、間伐等の森林整備を着実に実施し、健全な森林に育成する等、国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		1,377.30	
市 町 村 別 面 積 内 訳	甲 府 市	1,169.10	
	山 梨 市	94.28	
	笛 吹 市	113.92	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び山梨森林管理事務所とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等、国民の保健・教育的利用等に適した森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行なう観点から、森林を地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然的条件並びに社会的要請を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要な最小限の路網の整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状況に応じた路網の整備を進める。なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れのある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林であって、騒音、粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持・増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を形成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基き、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮を求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定める。

単位 面積 : ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	1,137.34	987.14
	育成複層林	90.82	241.02
	天然生林	107.17	107.17
森林蓄積 m^3/ha		203	247

(注1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

ア 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）

イ 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）

ウ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものを。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

(注2) 現況については、平成23年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林、水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林に区分された森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね20ha以下（天然更新を行う場合はおおむね10ha以下）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後設けることとする。
- c 水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。
- g 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構

造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(ア) 択伐

- a 樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- b 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- c 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- d 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- e 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

(イ) 漸伐

- a 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね10ha以下とする。
- b 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- c 伐採率はおおむね70%以下とし、稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。ただし、水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林及び保健機能維持増進森林にあつては、公益的機能を維持増進させる必要があるため、伐採率はおおむね50%以内とする。
- d 伐採にあつては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- e 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- f 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

(ウ) 複層伐

- a 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。

- b 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50％）を確保するため、40～60％を目安とする。
- c 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に考慮のうえ実施することとする。

- (ア) 主伐については、ア及びイに定める事項によることとする。
- (イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
全 域	40	50	40	40	60	25

(3) その他必要な事項

ア 生産目標別の主伐の時期

当計画区における樹種別、生産目標別の主伐の時期は次表のとおりとする。

地 区	樹 種	標準的な施業体系			主伐の時期 (年)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
全 域	ス ギ	一般建築材	中仕立	22～26	45～55
		芯持柱材	〃	18～20	45～50
		造作材	〃	30以上	90～120
	ヒノキ	一般建築材	〃	22～26	50～60
		芯持柱材	〃	18～20	50～55
		造作材	〃	28以上	90～120
	マツ類	一般建築材	〃	22～24	50～60

イ 主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢

主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は次のもの以下とする。

単位：年

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
全 域	20	25	20	20	30	10

(注) ただし、次の森林は除く。

- ① 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2に掲げる森林であって伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けているもの
- ② 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給状況及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹とする。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

(イ) 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

(ウ) 人工造林の植栽本数

次表を目安として、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本/ha

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
植栽本数	3,000	3,000	4,000	2,000

(注) 1 複層林施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新すべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては原則として、伐採後2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林とし、高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新補の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

(イ) 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

(ウ) 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、前述の「天然更新の対象樹種」に基づき、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

(エ) 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類* ¹	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類* ²	搬出完了後5年目	
ぼう芽* ³	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達してしない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、または植栽により確実な更新を図ることとする。

*1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法

*2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法

*3 主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法

(3) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期とする。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね 10 年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹 種	施業体系	間 伐 時 期 (年)					間 伐 の 方 法
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	
ス ギ	一般建築材	25～30	35～40				○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に配慮しつつ、利用面も考慮しながら行うこととする。 ○ 間伐率は、おおむね 20～35%とする。
	造 作 材	25～30	35～40	45～50	55～60	65～70	
ヒ ノ キ	一般建築材	30～35	40～45				
	芯 持 柱 材	30～35	40～45				
	造 作 材	30～35	40～45	50～55	60～65	70～75	
アカマツ	一般建築材	30～35	40～45				
	造 作 材	30～35	40～45	50～55	60～65		
カラマツ	一般建築材	25～30	35～40				
	造 作 材	30～35	40～45	50～55	60～65		

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期適作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒノキ	△	○	○	○	○	○									
	アカマツ	△	△	△	△											
	カラマツ	○	○	○	○											
	広葉樹	△	○	○	○	△										
つる切	スギ							←	△	→		←	△	→		
	ヒノキ							←	△	→		←	△	→		
	アカマツ					←	△	→								
	カラマツ					←	○	→		←	△	→				
除伐	スギ								←	○	→		←	○	→	
	ヒノキ								←	○	→			←	○	→
	アカマツ							←	△	→	←	△	→			
	カラマツ							←	○	→			←	△	→	
	広葉樹								←	←	△	→	→			

(注1) △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

(注2) 実行にあたっては、次の点に留意することとする。

ア 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ 除伐の実行にあたっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

ウ 天然木の保育については、目的樹種の特徴、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について間伐及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び施業の方法

公益的機能別施業森林の区域については、別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、該当区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

② 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(ア) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能、土壌保全機能の高度発揮が求められている森林については、森林位置及び構成、該当区域に係る地域の要請を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする

(ウ) 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健機能の高度発揮を求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

具体的には、育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、森林の面的広がりやモザイク的な配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長伐期化に努め、公益的機能の維持を図る。

また、複層状態の森林への誘導の際には、広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

② 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林施業により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくりの活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項
特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道(林業専用道を含む。以下同じ。)等の開設及び拡張に関する基本的な考え方
 林道等路網の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林の利用形態や地形・地質・傾斜等の自然条件、事業量のまとまりに応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じて計画的な整備を推進する。

基幹路網の現状

単位 延長：k m

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	1	3
うち林業専用道	0	0

(注) 現状については、平成23年3月31日現在の数値である。

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、それぞれの現場に応じた作業システムによる森林施業を効果的かつ効率的な実施に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう路網を整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(4) その他必要な事項
特になし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

当計画区における林業事業体は、造林事業を中心に行っているが、林業労働者の減少・高齢化等によりその経営基盤は脆弱な状況にある。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備

当計画区では、平成13年に集成材加工施設、木材製品流通センター、木材需要拡大施設等により構成される県産材供給拠点が整備され、さらに、平成16年には県産材認証センターが整備され、県産材の需要拡大のため県産材認証制度を開始する等、県産材の需要拡大に係る木材産業の基盤施設が整備された。

国産材の需要拡大を図っていくためには、地方公共団体や民有林関係者と連携を図り、民有林と国有林が一体となって国産材の安定供給の取組を推進し、国産材流通の合理化に努めるとともに、木材加工の高次化、低コスト化等の推進に努めることが重要であり、国有林においては、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林資源の整備を計画的に実施することによって得られた木材については、安定供給を通じてこれらを支援する。

(4) その他必要な事項
特になし

第4 森林の土地の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種)
市町村	地 区			
甲府市	(1~2)、3~9、11~17、 19~22、(23)、24~32	1,068.83	水源の涵養	水涵 1,068.83
	10、18	87.22	水源の涵養及び 土砂崩壊の防備	水涵 77.73 土崩 9.49
	計	1,156.05		
山梨市 〔牧平〕	1、2	22.82	水源の涵養	水涵 22.82
	計			
笛吹市 〔芦川村〕	2~5	113.92	水源の涵養	水涵 113.92
	計	113.92		
合 計		1,292.79		

(注) 1 市町村欄の〔〕書は官行造林地である。

2 地区欄の数字は林班で、()書は区域が林班の一部であることを示す。

3 面積は、小班単位で集計。

4 本項に該当する森林の区域は、次の森林である。

①水源かん養保安林

②土砂崩壊防備保安林

(3) 土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 該当なし

(4) その他必要な事項

ア 立木の伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法

は極力皆伐をさけるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を伴う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど、土地の保全に留意すること。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進する。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

該当なし

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、被害まん延防止のための健全な松林の整備と防除対策の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

当計画区の国有林においては、野生鳥獣による目立った森林被害はないが、農地においては、シカ等による被害が発生している状況がみられるため、巡視による森林被害に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及

び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については必要に応じて地元市との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

廃棄物の不法投棄等の人為被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止対策の推進に努める。

また、寒風害等の気象被害については、当該地域における過去の被害の発生状況、気象条件、地形等現地の実態に即した適切な施業方法等を選択することにより被害の未然防止に努めることとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	66	65	1	19	19	0	47	46	1
前半5カ年の計画量	37	37	0	9	9	0	28	28	0

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	612
前半5カ年の計画量	367

3 人工造林及び天然更新別造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 生 林
総 数	—	—
前半5カ年の計画量	—	—

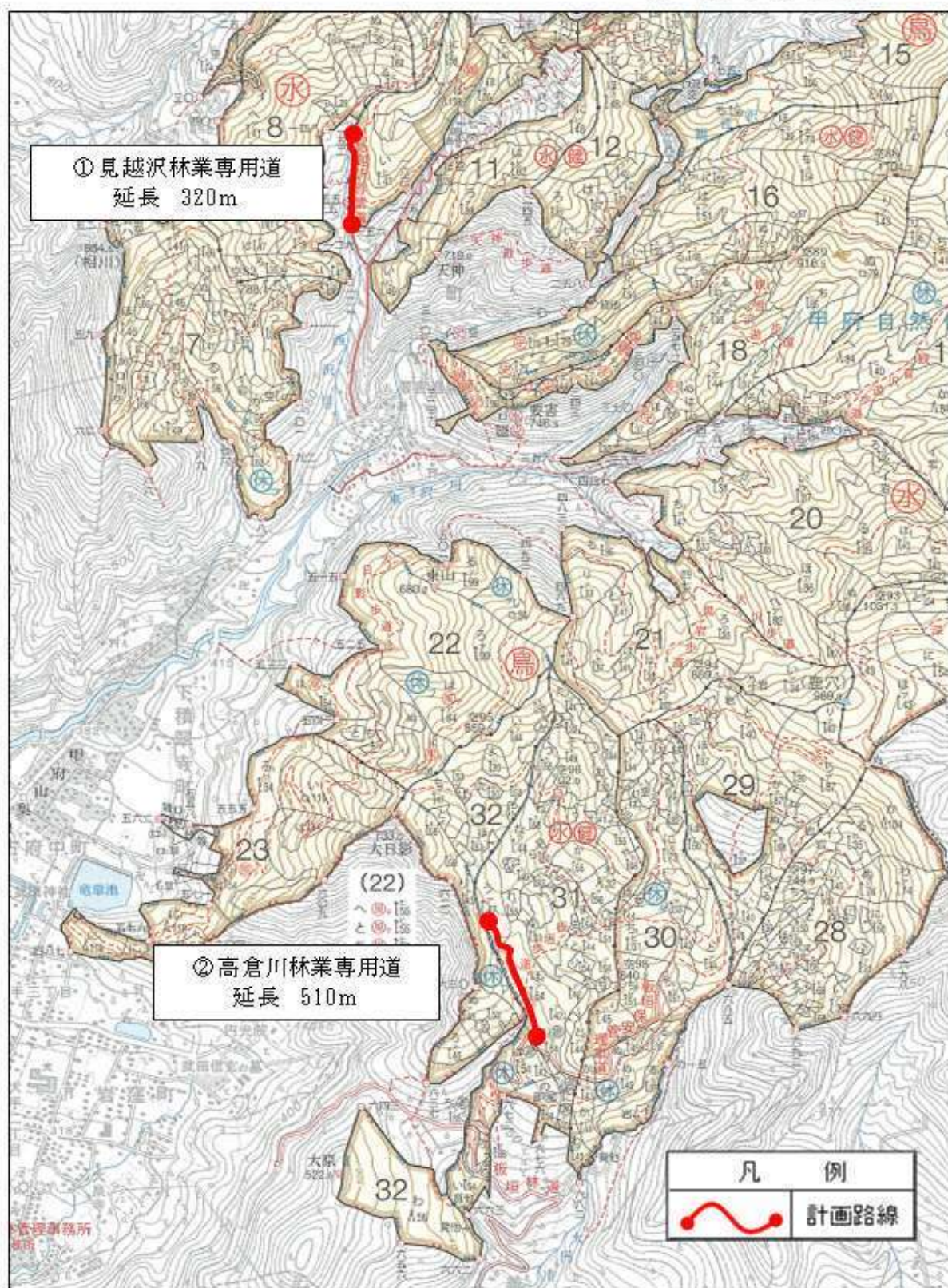
4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	前 半 5 年 計 画 の 箇 所	対 図 番 号	備 考 (林班)
開設	総 数			3 路線	1,865	81.80	1,865		
	自動車 道	林 業 専 用 道	甲 府 市	見越沢	格上 320	8.47	320	①	10
				高倉川	格上 510	24.53	510	②	31
			計	2 路線	830	33.00	830		
			山梨市	水 口	格上 1,035	48.80	1,035	③	36~38
		計	1 路線	1,035	48.80	1,035			

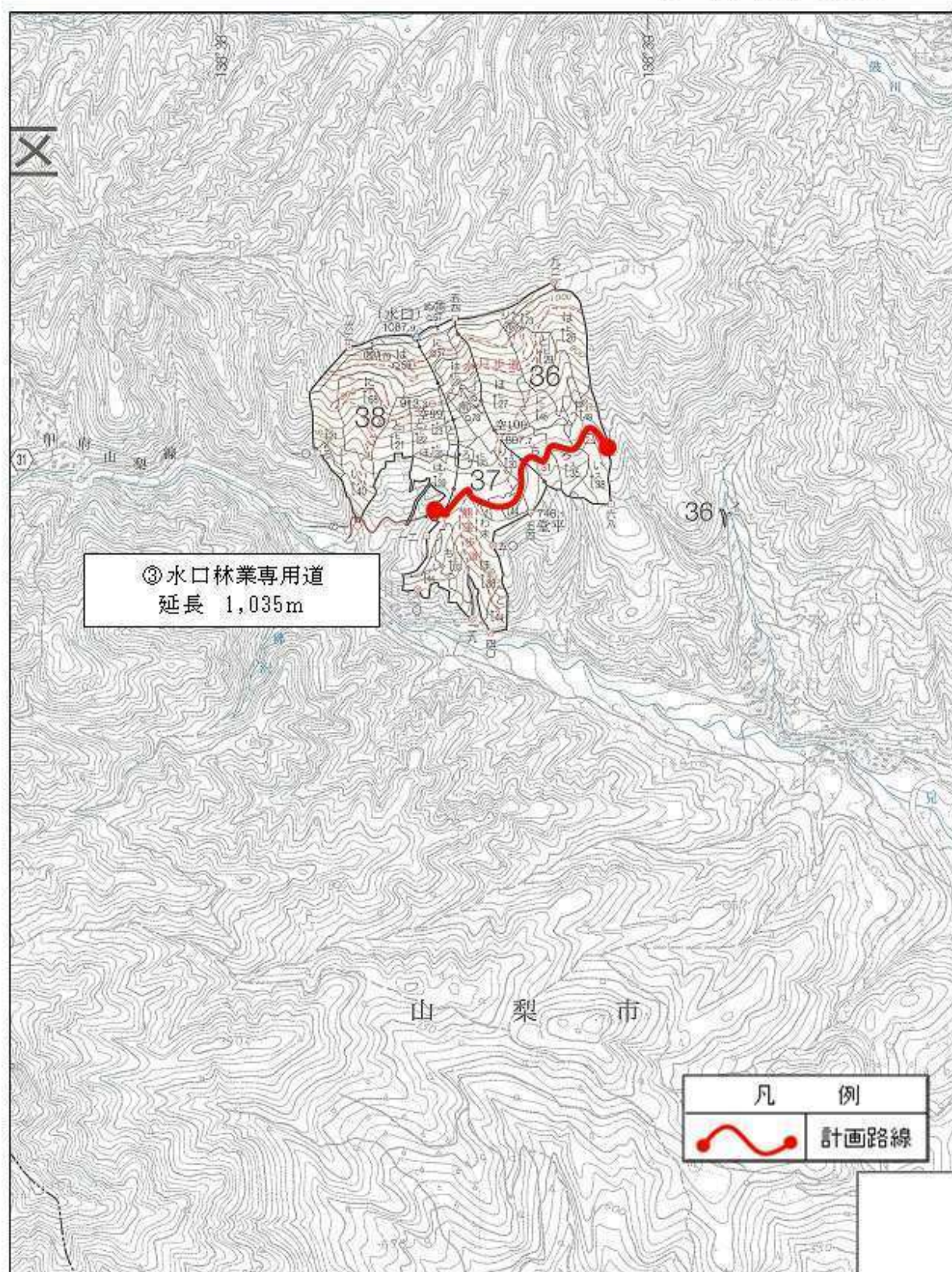
林道等計画箇所位置図

S = 1 / 20,000



林道等計画箇所位置図

S = 1 / 20,000



5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5ヵ年の計画	
総数（実面積）	1,300	1,300	
水源涵養のための保安林	1,283	1,283	
災害防備のための保安林	9	9	
保健・風致の保存等のための保安林	493	493	

(注) 総数欄は、保安林の種類毎の重複関係を除く面積を計上した。

イ 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量
該当なし

第6 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
水かん	総 数		1,283.30	別表2、3 のとおり	保 健 林 479.40
	甲府市	1～32	1,146.56		国 立 特 3 73.61
	山梨市 〔牧平〕	1、2	22.82		都 市 風 致 144.51
	笛吹市 〔芦川村〕	2～5	113.92		史 名 天 6.45
土砂崩壊	総 数		9.49	別表2、3 のとおり	保 健 林 6.32
	甲府市	10、18	9.49		史 名 天 5.18
保健林	総 数		493.26	別表2、3 のとおり	水 かん 479.40
	甲府市	1～5、11～16、18 22、23、30～32	493.26		土 砂 崩 壊 6.32
国立特3	総 数		76.86	別表4の とお	国 立 特 3 69.79
	甲府市	1～3	76.86		都 市 風 致 76.86
都市風致	総 数		155.56	別表5の とお	水 かん 144.51
	甲府市	1～4、22、23	155.56		保 健 林 148.23
史名天	総 数		11.64	別表5の とお	国 立 特 3 76.89
	甲府市	16、18	11.64		水 かん 6.45
					土 砂 崩 壊 5.18
					保 健 林 9.54

(注) 市町村欄の〔〕は官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 かん	水 源 涵 養 保 安 林	国立特3	国立公園第3種特別地域
土砂崩壊	土 砂 崩 防 備 保 安 林	都市風致	都市計画法に基づく風致地区
保 健 林	保 健 保 安 林	史名天	史跡名勝天然記念物

- 2 その他必要な事項
特になし

別表1 公益的機能別森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		1,240.56	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
甲府市	計	1,169.10	
	1 全、2 全、3 全、4 全、5 全、 6 全、7 全、8 全、9 全、10 全、 11 全、12 全、13 全、14 全、15 全、 16 全、17 全、18 全、19 全、20 全、 21 全、22 全、23 全、24 全、25 全、 26 全、27 全、28 全、29 全、30 全、 31 全、32 全		
	計	71.46	
	山梨市	36 全	
		37 全	
		38 全	

2 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		39.57	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
甲府市	計	39.57	
	7 イ		
	8 へ		
	10 は		
	18 い、ろ、わ、れ		
	19 イ		
	20 イ		
	28 イ		
29 イ			

(3) 快適環境形成機能維持増進森林区域
該当なし

(4) 保健休養等／文化機能維持増進森林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		1,163.74	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
甲府市	計	1,163.74	
	1 い1～ろ、に～ち 2 全 3 い～は、ほ 4 全、 5 全、 6 全、 7 全、 8 全、 9 全、 10 全、 11 全、 12 全、 13 全、 14 全、 15 全、 16 全、 17 全、 18 全、 19 全、 20 全、 21 全、 22 全、 23 全、 24 全、 25 全、 26 全、 27 全、 28 全、 29 全、 30 全、 31 い～う、お～ふ、 32 全		

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源の涵養をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、若しくは公衆の保健をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ、当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>(2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源涵養保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては択伐</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては択伐</p>

別表4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施 業 の 方 法
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表5 都市計画法による風致地区等の森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

区 分	施 業 の 方 法
都市計画法による風致地区	<p>「山梨県風致地区条例」（昭和45年4月1日条例第26号）及び同施行規則（昭和45年10月29日条例第55号）</p> <p>木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1haを超えないこと。</p> <p>（山梨県風致地区条例より一部抜粋）</p>
史跡名勝天然記念物	<p>「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号）</p> <p>県指定のものについては、「山梨県文化財保護条例」（昭和31年4月9日条例第29号）及び同施行規則（昭和51年5月1日教育委員会規則第8号）</p> <p>市町村指定のものについては、市町村の「文化財保護条例」</p>